

■生涯学習センター ホール等の使用料

● 現行(平成25年度)

1 基本使用料

室名\使用時間	9時～13時	13時～17時	17時～21時
ホール	9,170円	9,170円	9,170円
和室(1)	710円	710円	710円
和室(2)	510円	510円	510円
調理実習室	1,120円	1,120円	1,120円
ギャラリー	1,120円	1,120円	1,120円
201学習室	1,120円	1,120円	1,120円
レクリエーション室	1,940円	1,940円	1,940円
301学習室	510円	510円	510円
302学習室	510円	510円	510円
303学習室	1,120円	1,120円	1,120円
美術工芸室	1,940円	1,940円	1,940円
音楽室(1)	1,120円	1,120円	1,120円
音楽室(2)	510円	510円	510円
視聴覚室	1,940円	1,940円	1,940円
401学習室	1,120円	1,120円	1,120円

- 2 使用者がホールを練習等のために使用する場合は、当該使用者がホールで公演を行うときは前項の基本使用料の額の5割に相当する額とし、当該使用者がホールで公演を行わないときは8割に相当する額とする。
- 3 ホールを市民以外の者が使用する場合は、前2項の規定による使用料の額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 4 ホール又はギャラリーを3日以上継続して使用する場合における3日目以降の使用料は、前3項の規定による使用料の額の5割に相当する額とする。
- 5 ホール又はギャラリーの使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料は、第1項から前項までの規定による使用料の額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。
  - (1) 入場料等のうち最高額のものが1,500円以上3,500円未満のとき 5割
  - (2) 入場料等のうち最高額のものが3,500円以上のとき 10割

● 平成26・27年度

使用区分 室名	市民			市民以外の者		
	午前9時から 午後0時50分まで	午後1時から 午後4時50分まで	午後5時から 午後8時50分まで	午前9時から 午後0時50分まで	午後1時から 午後4時50分まで	午後5時から 午後8時50分まで
ホール	11,790円	11,790円	11,790円	17,690円	17,690円	17,690円
和室(1)	910円	910円	910円	1,370円	1,370円	1,370円
和室(2)	600円	600円	600円	900円	900円	900円
調理実習室	1,390円	1,390円	1,390円	2,080円	2,080円	2,080円
ギャラリー	1,440円	1,440円	1,440円	2,160円	2,160円	2,160円
201学習室	1,350円	1,350円	1,350円	2,020円	2,020円	2,020円
レクリエーション室	2,490円	2,490円	2,490円	3,740円	3,740円	3,740円
301学習室	660円	660円	660円	990円	990円	990円
302学習室	660円	660円	660円	990円	990円	990円
303学習室	1,320円	1,320円	1,320円	1,980円	1,980円	1,980円
美術工芸室	2,490円	2,490円	2,490円	3,740円	3,740円	3,740円
音楽室(1)	1,440円	1,440円	1,440円	2,160円	2,160円	2,160円
音楽室(2)	590円	590円	590円	890円	890円	890円
工作室	2,780円	2,780円	2,780円	4,170円	4,170円	4,170円
視聴覚室	2,490円	2,490円	2,490円	3,740円	3,740円	3,740円
401学習室	1,120円	1,120円	1,120円	1,690円	1,690円	1,690円

2 2以上の時間区分にわたって引き続き使用する場合は、当該使用に係る時間区分の基本使用料の額を合算した額とする。

3 使用者がホールを練習等のために使用する場合は、当該使用者がホールで公演を行うときは前2項の規定による使用料の額の5割に相当する額とし、当該使用者がホールで公演を行わないときは8割に相当する額とする。

4 ホール又はギャラリーを3日以上継続して使用する場合における3日目以降の使用料は、前3項の規定による使用料の額の5割に相当する額とする。

5 ホール又はギャラリーの使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合(入場料等のうち最高額のもの1,500円未満の場合を除く。)の使用料は、前各項までの規定による使用料の額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。

(1) 入場料等のうち最高額のもものが1,500円以上3,500円未満のとき 5割

(2) 入場料等のうち最高額のもものが3,500円以上のとき 10割

6 前各項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

● 平成28年度以降

使用区分 室名	市民			市民以外の者		
	午前9時から 午後0時50分まで	午後1時から 午後4時50分まで	午後5時から 午後8時50分まで	午前9時から 午後0時50分まで	午後1時から 午後4時50分まで	午後5時から 午後8時50分まで
ホール	13,300円	13,300円	13,300円	19,950円	19,950円	19,950円
和室(1)	1,100円	1,100円	1,100円	1,650円	1,650円	1,650円
和室(2)	600円	600円	600円	900円	900円	900円
調理実習室	1,390円	1,390円	1,390円	2,080円	2,080円	2,080円
ギャラリー	1,510円	1,510円	1,510円	2,270円	2,270円	2,270円
201学習室	1,350円	1,350円	1,350円	2,020円	2,020円	2,020円
レクリエーション室	2,990円	2,990円	2,990円	4,490円	4,490円	4,490円
301学習室	790円	790円	790円	1,190円	1,190円	1,190円
302学習室	790円	790円	790円	1,190円	1,190円	1,190円
303学習室	1,320円	1,320円	1,320円	1,980円	1,980円	1,980円
美術工芸室	2,550円	2,550円	2,550円	3,830円	3,830円	3,830円
音楽室(1)	1,730円	1,730円	1,730円	2,600円	2,600円	2,600円
音楽室(2)	590円	590円	590円	890円	890円	890円
工作室	2,780円	2,780円	2,780円	4,170円	4,170円	4,170円
視聴覚室	2,960円	2,960円	2,960円	4,440円	4,440円	4,440円
401学習室	1,120円	1,120円	1,120円	1,690円	1,690円	1,690円

2 2以上の時間区分にわたって引き続き使用する場合は、当該使用に係る時間区分の基本使用料の額を合算した額とする。

3 使用者がホールを練習等のために使用する場合は、当該使用者がホールで公演を行うときは前2項の規定による使用料の額の5割に相当する額とし、当該使用者がホールで公演を行わないときは8割に相当する額とする。

4 ホール又はギャラリーを3日以上継続して使用する場合における3日目以降の使用料は、前3項の規定による使用料の額の5割に相当する額とする。

5 ホール又はギャラリーの使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合(入場料等のうち最高額のもの1,500円未満の場合を除く。)の使用料は、前各項までの規定による使用料の額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。

(1) 入場料等のうち最高額のもものが1,500円以上3,500円未満のとき 5割

(2) 入場料等のうち最高額のもものが3,500円以上のとき 10割

6 前各項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。